

○但馬行政不服審査会公印規程

平成28年12月21日

但馬行政不服審査会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、但馬行政不服審査会の公印（以下「公印」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形及び寸法は次のとおりとする。

公印の種類	ひな形	寸法
但馬行政不服審査会会長印		方21ミリメートル

(公印の管守)

第3条 公印は、但馬広域行政事務組合総務企画課長が管守する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い等については、但馬広域行政事務組合公印規程（平成7年訓令第1号）の例による。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。